特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名		
	産業機械健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書	

評価実施機関名	
	産業機械健康保険組合

提出日	
	令和5年1月16日

概要説明日		
	令和5年1月25日	

(目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	特定個人情報ファイル(健康保険基幹情報ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	総評	12
\circ	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報 ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	i箇所	審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	_	_	_	_		対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	_	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	-	_	問題は おおいれない	特定個人情報ファイルは、産業機械健康 保険組合(以下「組合」という。)が適用、給 付及び徴収関係事務において保有するも のであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	_	_	_	_	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に 実施しているか。	_	_		_	問題は認められない	公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の入手等を行うための設定変更を令和5年3月に、サーバー間接続を行うための設定変更を同年12月に予定しており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。	_	_	_	_		国民への意見募集については、組合の ホームページにて、31日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6)特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基づき、特定個 人情報で求めら れる全ての項目 について検討し、 記載しているか。	_	_	_	_	問題は おない	適用、給付及び徴収関係事務について、 求められる事項が具体的に記載されている。 なお、再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支 給に当たり、口座情報登録システムから情 報提供ネットワークシステムを介して公金 受取口座情報を入手し、使用するもの及び 中間サーバー等へ資格関係情報等の登録 等に当たり、基幹システムから情報連携 サーバーを介して中間サーバー等へ通信 するものであるが、当該事務についても求 められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(7)記載された特定個人の記載情報をおります個人の実施をは、1000年ので	_	_	_	_	問題はられない	適用、給付及び徴収関係事務における番号制度への対応は、総務部総務課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 ~ P.4	I 1. ②	問題は 認めら れない	
	①特定個人情報 ファイルを取り事務いた人情報 おいた人にないるから は、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	3. 当該システムが実 現する機能の名称と その概要を具体的に 記載しているか。	P.4 ~ P.5	I 2. ②	問題は 認めら れない	
(8)特定個人情報		4. 当該システムと情報 をやり取りするシステ ムを全て記載している か。	P.4 ~ P.5	I 2. ③	問題は 認めら れない	適用、給付及び徴収関係事務において、 それぞれ特定個人情報ファイルを使用する ことが事務の流れに即し具体的に記載され ている。 また、別添1の事務の内容において、被
保護評価の対象 となる事務の内容 の記載は具体的 か。当該事務にお ける特定個人情 報の流れを併せ て記載している か。		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.6	I 4. ①	認めら	保険者及び事業主から提出される各種届出により個人番号を入手し、識別番号と紐付けた上で基幹システムに登録すること等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、加入者が申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、添付書類の省略が図られるメリット等についても
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く具 体的に記載している か。	P.6	I 4. ②	問題は 認められない	具体的に記載されている。
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載して いるか。	P.7 ~ P.9	I (別添1)	問題は 認めい れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	該当箇所		該当箇所 審査 結果		所見
(9)特定個人情報うプァイルを取り扱て プロセスにおいて特定個人情報の 事態を発生さに 事態を発生を、特護の対報となる リスクを保護る の対態に基るが の実態にいるか。	_	_	P.21 ~ P.39	III , IV		全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。		
		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.39	IV 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検については、定期的に評価書記 載事項や特定個人情報保護管理規程等に 基づいて特定個人情報の取扱い及び業務 運用が行われているか、チェックリストを 作って各担当部署内で点検し報告するこ		
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減されたリスクを軽減されたりスクを軽減さは、個	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.39	№ 1. ②	問題は 認められない	と、また、監査については、定期的に内部 監査責任者及び内部監査人が特定個人情報の取扱いや運用実態を監査すること等 が具体的に記載されている。 従業者に対する教育・啓発については、 職員等の採用・就任時に、特定個人情報管 理規程及び取扱要領等の教育を行うこと、		
人のプライバシー 等の権利利益の 侵害の未然防信頼 の確保という特定 個人情報保護評価の目的に妥当なもの か。		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.39	IV 2.	問題は 認められない	最低年1回、特定個人情報取扱いの教育 研修を全職員等に行うこと等が具体的に記載されている。		
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。		VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。		
(12)個人のプライ バシー等の権利 利益の保護の宣言は、国民・住民 の信頼の確保と いう特定個人情報 保護評価の目的 に照らし、妥当な ものか。	_	_	P.1	表紙	認めら	組合は、適用、保険給付及び保険料等徴収関係事務において、特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当 箇所	審査結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.10	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.10	II 2. ④	問題は認 められな い	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.11 ~ P.12	II 3. ④	問題は認 められな い	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が 本人に示されていることを具体的に記載している か。	P.12	I 3. ⑤	問題は認 められな い	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.12	I 3. 6	問題は認 められな い	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.12	Ⅱ З. ⑧	問題は認 められな い	特定個人情報の使用目的として、加入者資格情報の更新管理や給付申請帳票
	②特定個人情 報ファイルの 取扱いプロセ	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	I 3. ®	該当なし	の資格情報確認・審査等において、個人 番号を既存システムの識別番号と紐付け て必要な情報の検索・参照を行うこと等が 具体的に記載されている。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の	スの概要(特 定個人情報の 入手・使用、 特定個人情報	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ®	問題は認 められな い	また、特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報ファイルはセキュリティ管理区域内に設置したサーバ及び外部のデータセンターに設置したサーバに保管
内容の記載は具体的か。当該事務における特定 個人情報の流れ	の提供・移	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ~ P.16	II 4. ②		し、個人番号が記載された届出書等の帳票類及び電子記録媒体もセキュリティ管理区域内に設置した保管庫に保管するテムに接続していない事務用PC、個人ロッカー・事務デスク内には一切保管・留置にないよう規制すること、電子申請された届出書について、基幹システム内や電子には、基幹システム内や電子に大電子申請された配出書について、基幹システム内や電子の電子に関係での終了後に消去又は廃棄すること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロスの概要(入手・使用、委託、提供、保管・消去)について具体的に記載されている。
を併せて記載しているか。	消て、大学では、大学では、一般では、一般では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ~ P.16	II 4. ⑤		
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.13 ~ P.16	Ⅱ 4. ⑧	問題は認 められな い	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.17 P.54 ~ P.55	I 5. ②	問題は認 められな い	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.17	I 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.18	II 6. ①	問題は認 められな い	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.18	II 6. ②	問題は認 められな い	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.19	I 6. 3	問題は認 められな い	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	省箇所	審査結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認 められな い	
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.21	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、本人から個人番号を入手する場合には、個人番号の記載が必要な届出書の種類、様式、記載説明を明示して周知するこ
(10)特定された		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク2:		と、事業所から個人番号を入手する場合には、事業所が被保険者から個人番号の提出を受ける際、番号法第16条(本人確認の措置)にのっとり本人確認を実施するよう通知し、これを求めること、電子申請データについて、電子証明書又は法人認証基盤によって申請者(加入事業所等)の身元確認がされたデータをマイナポータル
リスクを軽減する ために講ずべき 措置についての 記載は具体的 か。 (11)記載された リスクを軽減させ るための措置は、	③報いれ軽に置記かた定護にな特のてたりすず具して能失したらいさ、特のではずず具して戦大情ののの日にさを外にしいが、場合に対していまで、一個手定りたき的いさ、報目とののでは、対しているのでは、対しないのでは、対しているでは、対しないのでは、対しないないのでは、対しないのでは、は、はないのでは、は、はないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認 められない	ラカル (は のから から から から オンライン 請求 NWを 通じて のみ 受け 付ける こと 地方公共団体情報システム機構から 社会保険診療報酬支払基金(以下 「支払基金」という。)経由で機構保存本人確認情報を入手する場合には、組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはないこと等が具体的に記載されている。
個シ益防のでは、一個シーのでは、一個のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認 められな い	入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、事業所から個人番号を入手する場合には、事業所から入手した届出書は特定個人情報受付システムに登録し、速やかに保管庫に施錠保管すること、届出書又は電子記録媒体の使用後は文書管理規程に従って保管及び廃棄措置を行うこと、電子申請された届出書
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	の入手についてはIP-VPNIこよる閉鎖された通信回線を利用し、通信内容の秘匿や 盗聴防止の対応がされていること、地方公 共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合には、中間サーバー等との通信は、IP- VPNIこよる閉域サービスを使用することで、データ転送時の通信内容の秘匿、盗
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23 ~ P.24	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	聴防止の対応をすること等が具体的に記載されている。
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.24	Ⅲ 2. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	ない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、基幹システムについては、全てのシステム利用者にユーザID、パスワードを発行してログイン認証を行うこと、アクセス権限を付与するシステム利
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認 められな い	用者は最小限に限定すること、事務の目的を超えて公金受取口座情報等が利用できないように、公金受取口座情報等に不必要な情報が組付かないようにシステムで制御されていること、操作ログは一定期間保管し、不正アクセスや事故が疑われるときに点検し追跡できるようにすること等が具体的に記載されている。
	軽に置記かた定護になった。対していた。対していたされていたでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対のでは、対の	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	皿 3. リスク2:	問題は認 められな い	特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、基幹システムにおけるファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作を行う基幹システム専用端末を限定し、アクセス権限を付与された最小限の職員等だけがは、またはよりによっても、ストラックに対しては、アクロスをはないないができない。アクロスをは、アクロスをはないないないないないないではないないないないないないないないないないないないな
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク2:		当該端末を操作できるようアクセス制御すること、電子記録媒体又はフラッシュメモリに複製を行う場合は、不必要な複製を制限するため事前に管理者の承認を得て、利用記録等をセキュリティ関係管理簿に記載すること、処理に使用後フラッシュメモリからは速やかにデータを完全消去し、返却された電子記録媒体又はフラッシュメモリを管理者が確認して、保管庫に施錠保管すること、管理簿とログの突合等、定期的に操作ログをチェックし、必要のないアクセスが行われていないか監視すること等が具体的に記載されている。
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	が具体的に記載されている。
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認 められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 3. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当 箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29		問題は認められない	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 4. 閲覧者の 制限	問題は認 められな い	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 4. 記録	問題は認 められな い	
	報の委託についたリスクをいたリスクをを表して、特定ではなったがはなったができます。 はいまれる はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん はいまん	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール連守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30		問題は認められない	基幹システムの導入、保守・点検、障害調査等業務を委託することとしているが、委託先は認証資格を取得する等、情報保護管理について十分な体制である者を選定すること等が具体的に記載されている。 委託先においては、特定個人情報を取り扱う委託先従業者は必要最小限とし、取り扱う事務範囲や特定個人情報ファイルへ
	か。記載された対策は、特定個人情報保	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 4. 消去ルー ル	問題は認められない	のアクセス権限をシステム的に制限すること、基幹システム専用端末を使用して行う業務は、全ての操作ログを記録し、一定期間保管して、セキュリティ上の問題が発生した際又は必要なタイミングで操作ログのチェックを行うこと等が具体的に記載されている。
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	皿 4. 委託契約 書中の規 定	問題は認 められな い	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.31	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		該当箇所		審査結果	所見
	⑥特定個人情	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし													
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載さ れた対策は、特定個人情報保護評価の目的に照 らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし													
	報転特スるべ体で載は情のしか 使いさ、報目妥ら に定クため苦にるかた保護にあいた でいれをは「置記かた保護にあれた保護にあれた保護にあれた保護にも が関係しているが、報目妥ら で、リすず具し記策人価らの	51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	_												
	~ °	52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや 誤った相手に提供・移転することを防止する措置 を具体的に記載しているか。記載された対策は、 特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当な ものか。	P.32	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし													
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし													

審査の観点 (指針第10(2))	とな考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		該当箇所		審査結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	III 6. リスク1:	問題は認 められな い					
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作ログを適切なが合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっているのよ、本人が給付金の請求をする申請書れ、登取口座情報を記載する欄に、登録され				
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	支取口座情報を記載する傾に、全球されている公金受取口座情報の利用希望がれている公金受取口座情報の利用希望チェク欄にて利用希望が確認された場合は別の場合を表して、場合とするとしたより、目的外の公金受取口情報の入手を防止することにより、目的外の公金受取口情報の入手を防止された場合に、事類の記載内容を基幹システムとも的外の入手が行われていないことを手に、事務所管課の上長の決ました。事務所管課の上長の決まことも的外の入手が行われていないことを手請に、事務所管課の上上長の決まことを手に、事務所管課の上上長の決まことをあること、加入者が誤った認識でとを手請があること、加入者が誤った認識でと事情があると、加入者が誤った認識でと事情があること、加入者が誤った。				
かれる続特スるべ	テムとの接続について、 定されたリクを軽減すために講ず ために講ず	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認 められない					
て 載 は 情 の	、特定個人 報保護評価)目的に照ら 妥当なもの	58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認 められない	情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク対策として、サーバー間接続について、情報連携サーバーは中間サーバー等及び基幹システム以外とは接続せず、他のネットワークやシステムと分離すること、情報連携サーバーを使用した操作ログを記録し、システム管理責任者が定期的に又はセキュリティ上の問				
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 6. リスク6:	められない	日本のでは、 は、 は、 に、 に、 に、 に、 には、 には、 には				
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	III 6. リスク7:	問題は認 められな い					
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.35	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は認められない					

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		審査 結果	所見	
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない				
			63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36 ~ P.37	皿 7. リスク1: ⑥	問題は認められない			
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	物理的対策として、サーバー室、セキュリティ管理区域においては、IDカード、パスワード認証による立入りの制限や入退室記録管理を行うこと、基幹システムにおいて特定個人情報を取り扱うサーバーは日本国内に設置すること等が具体的に記載されている。			
	® 報去特スクをいた。 特の保守いた、できれていたが、 個人・消、リオースのできれていた。 は、リオースのでは、 は、リオースのでは、 は、リオースのでは、 は、リオースのでは、 は、リオースのでは、 は、リオースのでは、 は、リオースのでは、 は、リオースのでは、 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	II 7. リスク1: ⑨	該当なし	特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク対策として、口座情報登録システムから入手する公金受取口座情報について、給付金等の申請の際に公金号			
	ているか。記 載された対象 は、特定を 情報保護評価 の目的に い と い る も も も も も も も も も も も も も も も も も も	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.37	III 7. リスク1: ⑪	問題は認められない				
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	II 7. リスク2:		取口座情報の利用希望があった場合は、その都度情報照会をして更新するため、常に最新の情報連携で取得した情報のみ保管すること(過去の情報連携で取得した公金受取口座情報のまま保存され続けることはないこと)等が具体的に記載されている。			
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	皿 7. リスク3:	問題は認められない				
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.38	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない				

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		該当箇所		該当箇所		審査結果	所見
(10) 特を講つ員 (17人を個シ益防のいうではは、バ利然民と情には、バイスを関いない。) おいま こう はい こう できる いっち はい こう にっち いっち にっち いっち にっち にっち にっち にっち にっち にっち にっち にっち にっち に	⑩その他、評価実施機関に 無な問題し、 特定されたり なりを軽減す	74.給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報 提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25 等		問題は認い	・事務の目的を超えて公金受取口座情報等に利用できないように、公金受取口座情報等に利用できないように、公金受取口座情報等に利力をな情報が紐付かないようにシステムで制御されていること・本人が給付金の請求をする申請書の受取口座情報を記載する欄に、登録されているのとを情報を記載する欄に、当該チェック欄を設け、当該チェック欄にて口の場合では、当該の上では、当該の上では、書類の記載内容を基幹システムに、事がもれている。との上では、書類の記載中では、書類の記載中では、書類の記載中では、書類の記載を正りたもの人といる際に職員の決を手がとといる。といれては、書がられている。とを手での上といるのとを手でのよるに、事がもれている。とを手でのよった。といれては、書がられていないことをいった。といいては、書がられていないことをが表することをいから、おいたのは、まがいた。といからに、まがいた。といることをいからに、まがいた。といるの申請書は、まがいた。といるの申請書は、まがいた。といるの申請書は、まがいた。といるの申請書は、まがいた。といることを明した。といることを明した。まがは、まがいることを明した。まがは、まがいることを明りに、より、は、まがいるには、まがいること。まがは、まがいるには、まがいることには、まがいるには、まがいることには、まがいることには、まがいるには、まがいることには、まがいる。ことには、まがいることには、まがいることには、まがいることには、まがいることには、まがいることには、まがいることには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいるいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことにはいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことにはいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことには、まがいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいるいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。ことにはいる。				
	情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	75. 中間サーバー等への資格関係情報等の登録等に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信されるが、通信内容の外部への漏えい等を防止するリスク対策を具体的に記載しているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35 等	Ⅲ 6. その他 のリスク 等	問題は認いい	・情報連携サーバーは中間サーバー等及び基幹システム以外とは接続せず、他のネットワークやシステムと分離すること ・情報連携サーバーを使用した操作ログを記録し、システムと分離すること ・情報連携サーバーを使用した操作ログを記録し、ティ上の問題が発生した際に、チェックすること ・情報連携サーバーには一時的に情報を格納するだけで、情報授受が終了した時点でシステムで自動的に消去すること ・情報連携サーバーの運用・保守事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わ守工会が軽が終了した情報連携サーバーの運用・保守事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わ守工会が長者が個人番号等にアクセスできないようにアクセス制御を行うこと ・情報連携サーバーと中間サーバー等間の通信は、IP-VPNによる閉域サーバーの連に、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしていること ・基置してはにきたでデータ転送時の盗聴や情報漏えいを防止していること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。				

【総評】

- (1) 適用、給付及び徴収関係事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連 の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられ る。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 公金受取口座情報等の入手等に係るリスク対策、サーバー間接続に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 適用、給付及び徴収関係事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並び にリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特 定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、基幹システム等をインターネット等に接続する情報系システムから分離する等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策について、情報連携サーバーと中間サーバー等間の通信はIP-VPNによる閉鎖された通信回線を使用すること及び基幹システムと情報連携サーバーは直接接続し、 通信回線を使用しないことで、通信内容の秘匿及び盗聴・情報漏えい防止の対応をしていること、情 報連携サーバーの運用・保守事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、 情報連携サーバーの運用・保守事業者が個人番号等にアクセスできないようにアクセス制御を行うこ と等のリスク対策が記載されている。特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行す ることに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。